

予防規程ガイド別紙に関する解説（放射線測定器の点検・校正の考え方）

作成：公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会 法令検討専門委員会

対象となる測定器の選定

放射性同位元素等規制法律施行規則第20条の測定に使用する放射線測定器^{*1)}

人の測定		場所の測定	
外部被ばく測定 ^{*2)} (100μSvを超えるおそれのある一時立入者用)	内部被ばく測定 空気中RI濃度測定用のモニタ等	表面汚染の測定 ・ハンドフットクロズモニタ ・表面汚染用サーベイメータ	放射線の量の測定 (使用・貯蔵・廃棄施設、管理区域・事業所境界等) ・γ線用サーベイメータ ・中性子サーベイメータ ・環境測定用モニタ (積算型線量計) ・エリアモニタ
電子式個人線量計			汚染の状況の測定 (作業室、汚染検査室、管理区域境界等) ・表面汚染用サーベイメータ ・液体シンチレーションカウンタ ・オートウェルγカウンタ

*¹⁾ 測定器については、ここでは具体例とその一般的な名称を示す。
施行規則第20条の測定に使用しない測定器については対象外。

*²⁾ 放射線業務従事者の外部被ばく線量測定は、ISO/IEC17025認定を受けた機関の測定器を使用し、測定の信頼性を確保することが一般的。

実施計画

点検及び校正をどのような方法、組み合わせ、頻度で行うか、一定期間ごとに計画^{*3)}

予防規程等

- ◆ 「点検」及び「校正」の実施方法を、手順書として下部規程等に定める。
- ◆ 実施計画を定めるための事業所内の手続きを下部規程に定める。

実施計画の立案

- ・計画全体の期間は、最長でも4～5年。
- ・点検は年1回以上
- ・校正是「JIS等に基づく校正」や「自施設で行う機能確認」等を組み合わせて計画する。
- ・毎年、点検・校正の両方の実施を義務付けるものではない。

計画に基づく実施

- ・実施計画に基づく点検及び校正の実施
- ・点検及び校正の帳簿への記帳（年度閉鎖。閉鎖後、5年保存）

評価・見直し

実施した点検・校正の結果を確認し、点検・校正の内容、組合せ、実施頻度について見直す。

評価・見直しのポイント

- 放射線測定器の正常動作、測定値の異常の有無。
- 点検結果について異常の有無、適切な対応の可否。
- 校正結果の大きな変動の有無
- 点検・校正結果の蓄積（修理頻度、検出器の劣化の経時変化など）

*³⁾ 測定を外部機関に委託している場合は、委託先の点検校正の実施状況を確認する。点検校正の帳簿への記帳は、契約で点検又は校正の実施に係る確認事項を定め、実施記録等の写しを提供頂くなどが考えられる。

予防規程ガイド別紙に関する解説（放射線測定器の点検・校正の考え方）

作成：公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会 法令検討専門委員会

点検とは？

放射線測定器の機能及び性能が維持されているかの確認。

～点検の例～

① 測定器使用時（測定を行う者）



- ・自動チェック機能（電池残量、HV等）
- ・外観
- ・バックグラウンド指示値
- ・計数動作（音、表示など）

② 定期的な自主点検（放射線管理担当者）



- ①の他、
 - ・チェックング線源による感度チェック
 - ・各操作ボタンなどの動作確認
 - ・警報動作確認

③ メーカー点検（製造業者）



- ①、②の他
 - ・内部開放点検
 - ・計数回路、検出部の点検
 - ・高圧電源の確認

- 測定器の種類や形式によって機能や性能は異なる。
- ①の測定器使用時の点検を記帳するのは、頻度も多く、手間もかかる。
- 点検項目は、取扱説明書やこれまでの故障実績なども参考に検討。



「規則第20条の点検」として、
どのような頻度で、誰が、どのような点検を行うか、
実施方法について予防規程や下部規程に定める。

校正とは？

放射線測定器について必要な精度を確保することができるもの。

a. 校正施設で行われる校正

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）や日本産業規格（JIS）に基づき校正施設で実施される校正。

→ 校正された測定器：実用標準測定器（国家標準とのトレーサビリティがとれていることの証明）

b. 簡素化した校正^{*3)}（自施設で実施可能）

^{*3)} X線及びγ線用線量（率）測定器の校正方法（JIS Z 4511：2018）参照

比較校正

実用標準測定器（基準器）と校正対象測定器（基準器と同一形式）を同一の測定条件で比較測定し、校正定数を定める。
・線源は安定した線量（率）を得られるものを使用する。トレーサビリティの有無は問わない。
・個人被ばく線量計について比較校正時はファントムはなくてよい。

機能確認

校正済みの測定器について、前回の校正が現在も有効であることを確認する。
・校正直後に初期指示値を求め、同じ測定条件で定期的に指示値のずれを確認する。
・判定は、特に指定がない場合±10%を目安とする。

c. 測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することができる方法

水モニタ、液体シンチレーションカウンタなど、JIS等で校正方法の記載がない場合、メーカー等が定める信頼性確保の方法を参考とする。

「規則第20条の校正」として、
測定器の種類毎に、どのような頻度で、誰が、どの校正を行うか、
実施方法について予防規程や下部規程に定める。